

法令適用事前確認手続 照会書

令和 8 年 7 月 2 8 日

出入国在留管理庁 参事官室庁 殿

照会者名
住所



下記について照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法 第 9 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法 第 20 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

照会者が今後行う外国人材の採用支援事業において、ベトナムの職業教育法上の短期大学 (Cao đẳng) を卒業し、Advanced Diploma (BẰNG TỐT NGHIỆP CAO ĐẲNG) 卒業証書を有する者について、日本国内の企業が在留資格「技術・人文知識・国際業務」により採用することを検討している。当該者が同在留資格の学歴要件に該当するか。

3 上記 1 の法令 (条項) の適用に対する照会者の見解及びその根拠

現時点のベトナム法制度では、Cao đẳng は職業教育に分類され、高等教育には分類されないことから、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の学歴要件である「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと」にいう「大学相当性」は認められないものと解する。

根拠文献と同文献内の上記見解の該当箇所

根拠文献

本件照会に関する直近（2025年5月）の文部科学省所管独立行政法人の研究成果を引用。

・2025年5月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 報告書

「アジア地域における専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認と留学生の理解に関する調査（対象国：韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）」

URL：niad.ac.jp/consolidation/media-download/9159/36879f6726fb3c54/

該当箇所

・69頁20行～22行

1.3.1 各機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題

(2) ベトナム

Bằng Cao đẳng、Bằng Trung cấp について学校制度上の位置づけを見ると、ともに、関連法において職業教育に分類され、高等教育には分類されない⁴⁷

（教育法（2019）第6条、職業教育法（2014）第3・5条、高等教育法（2018）第6・7条）

・同ページ内註釈欄

⁴⁷ なおこれらの法律の改正以前は、Bằng Cao đẳng は、職業教育、高等教育両方に分類されているが、改正後は職業教育に分類されている。Bằng Trung cấp は、改正前、後、ともに、職業教育に分類されている。

4 口頭による回答の可否

否

5 照会者名の公表を

希望しません

6 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所

(3) 照会者名

(4) 電話番号

(5) 電子メールアドレス

以上